

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年2月24日)

〔件 名〕

- 1 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの改訂について
(環境立県推進課、脱炭素社会推進課)・・・2
- 2 東郷湖羽合臨海公園(南谷地区)の「麒麟公園」に整備した遊具の供用開始について
(緑豊かな自然課)・・・3
- 3 東郷湖羽合臨海公園のドッグランへの利活用について
(緑豊かな自然課)・・・4
- 4 令和4年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課)・・・5
- 5 個人情報に記載した宅地建物取引士証の紛失について
(住まいまちづくり課)・・・6
- 6 上・下水道広域化・共同化検討会の開催概要について
(水環境保全課)・・・7
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課、水環境保全課)・・・8

生活環境部

国内外における「脱炭素」の潮流を踏まえ、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた更なる温室効果ガスの削減に係る取組の加速、2030年度の温室効果ガス削減目標の引上げに伴い「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂するので報告する。また、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施するのであわせて報告する。

1 主な改訂内容

(1) 国内外の脱炭素を取り巻く社会情勢の変化の反映

国内外の脱炭素を取り巻く社会情勢の変化(気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)の開催、日本政府の2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比)の引上げ(▲26%→▲46%)及びそれに伴う「地球温暖化対策計画」の改定等を踏まえて、総論などについて時点修正する。

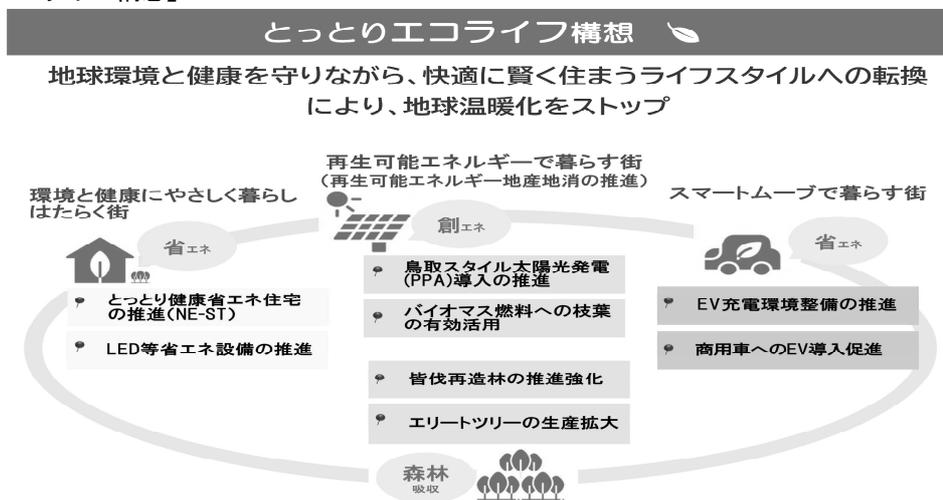
(2) 2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比)の引上げ(▲40%→▲60%)及びそれを達成するための施策の追記

- 従来に加え、今ある技術を総動員し、「鳥取スタイルPPA(※)を活用した太陽光発電の設置促進」「とっとり健康省エネ住宅の普及促進」「自動車の電動化による燃費向上」などに重点的に取り組むなどして、上乗せ削減目標を積み上げた結果、▲60%を実現可能な目標として設定する。
※鳥取スタイル PPA：電力消費者(一般家庭等)が地域新電力・発電事業者等の事業者へ屋根などを提供し、消費者は発電された電力を自家消費し、事業者は発電設備の無償設置と運用・保守を行う仕組み。
- 今回重点的に取り組もうとする施策については、地球環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を図る「とっとりエコライフ構想」として取りまとめ、県民に分かりやすく普及啓発を図る。

【上乗せ削減率目標と施策の内訳】

		上乗せ削減率 (%)	対 策
エネルギー基本計画の電源構成		▲17.2	再生可能エネルギー比率の引き上げに伴う電気排出係数の向上
取組(案)	目安		
家庭	太陽光発電(戸建普及率)	15%導入	▲0.2 ・再エネ自家消費・地産地消推進(鳥取スタイル太陽光発電(PPA)導入) ※現状:8.6%導入(約1.3万戸/15.3万戸)
	健康省エネ住宅(木造新築占有割合)	100%導入	▲0.1 ・健康省エネ住宅の普及や断熱化の推進 ※現状:新築木造住宅の14%に導入済(約230戸/1600戸)
企業	太陽光発電(増加ベース)	6千kW増/年	▲0.3 ・再エネ自家消費・地産地消推進(鳥取スタイル太陽光発電(PPA)導入) ※現状:約3万kW/年増加(今後のメガソーラーの新設の減、屋根貸し(PPA)等による自家消費の増を想定)
運輸	低燃費化(ハイブリッド化を含む)	新車更新に係る燃費向上	▲3.4 ・新車更新時に燃費の良い車に乗り換え ※現状:年約2.3万台/46万台(5%)が更新(燃費は年約0.5km/l向上)
	電気自動車普及	5%導入	▲0.7 ・EV、PHV等次世代自動車の普及推進 ※現状:約EV460台、PHEV920台(EV0.1%、PHEV0.2%)
非エネルギー		+1.5	・国の地球温暖化対策計画に準拠し、従来目標を修正
計		▲20.4	合計▲60.2%

【とっとりエコライフ構想】



2 今後の予定

2月25日～3月11日
3月下旬

パブリックコメントの実施
環境審議会の開催(答申)
常任委員会報告(パブリックコメント結果の報告)
改訂及び公表

東郷湖羽合臨海公園（南谷地区）の「麒麟公園」に整備した遊具の供用開始について

令和4年2月24日

緑豊かな自然課

東郷湖羽合臨海公園（南谷地区）にある麒麟公園内の遊具の整備が完了し、3月1日に供用開始するので報告する。

1 整備内容

- ・今回整備した遊具3基は、対象年齢が3～6才（写真③のクライミング遊具のみ3～12才）で、麒麟公園を多く利用する年齢層に合わせて整備を行った。
- ・そのうち1基はインクルーシブ遊具※（写真②）で、県立都市公園では今回が1箇所目の整備となる。（県内では、令和3年4月、東郷運動公園（管理者：湯梨浜町）に初めて整備された。）
- ・遊具整備に伴い利用者の増が見込まれるため、屋根付きベンチを3基増設し、利用者の利便性向上を図った。
- ・今後、最寄りの駐車場の拡張工事を行い、駐車場内の歩行者通路も新たに整備する予定である。（駐車台数：15→30台、令和4年秋頃完成予定）

整備箇所			
	<p>麒麟公園 芝生のピクニック広場に遊具やベンチ等があり、幼児や児童が安全に遊ぶことができるエリア。東郷湖羽合臨海公園の中でも利用者が多く、人気のスポット。</p>		
更新後の遊具			
	滑り台（2箇所） ロープクライミング 23 m ² (8.0m×2.9m)	滑り台（2箇所） 56 m ² (7.6m×7.4m)	ロープクライミング 99 m ² (12.6m×7.9m)

※インクルーシブ遊具とは

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に、安全・快適に遊べるよう設計・整備された遊具。

今回整備した遊具は、保護者の手が届きやすい高さにデッキが設けられ、安全で介助しやすい動線が確保される等、誰もが遊びやすい工夫がされている。

2 その他

遊具の更新については、指定管理者のホームページや湯梨浜町の広報誌（令和4年3月号）で周知する。

東郷湖羽合臨海公園のドッグランへの利活用について

令和4年2月24日
緑豊かな自然課

指定管理者が自主事業として取り組んでいる東郷湖羽合臨海公園のドッグランへの利活用について、3月1日から本格実施に移行するので報告する。

1 実施場所等

- (1) 場 所 浅津（あそづ）公園桜広場（湯梨浜町大字光吉）
- (2) 施 設 〔既設〕中・大型犬用（35m×35m）
〔増設〕小型犬用（35m×25m） 〔総面積〕1,225㎡ → 2,100㎡
※試行から1区画増設し、犬種ごとにエリアを分けて利用していただく。
- (3) 時 間 午前9時30分～日没
- (4) 利用料金 無料（登録制）

＜参考＞利用者実績（1月31日現在）

- ・登録者数 236人（湯梨浜町55人、倉吉市71人、鳥取市72人、その他38人）
- ・利用者数（延べ人数）857人（湯梨浜町304人、倉吉市249人、鳥取市213人、その他91人）

2 ドッグラン設置のメリット

利用頻度の少ない浅津公園の北側広場をドッグランとして有効活用することで、新たな公園利用者を得ることができた。

また、公園利用者の滞在時間の延長と公園の賑わいづくりにつながるとともに、地元の店舗の利用増にもつながった。

3 ドッグランの活用策

- (1) 貸切利用が可能な利用時間帯や料金を設定することで、愛好家の集まり等による貸切利用での活用も進める。
- (2) ドッグランにより公園内に利用者が集まることから、犬のトレーニング教室やフリーマーケット等のイベントを開催し、好循環につなげる。

4 その他公園の賑わいづくり等への取組

指定管理者では今後も地元関係者との連携や利用者の声を聴きながら、公園の賑わいを創り出し、地域の活性化につながる取組を行っていく。

(1) 地元関係者との連携

地元関係者（はわい温泉・東郷湖温泉組合、地元飲食店、湯梨浜町観光協会、湯梨浜町役場等）と連携し、各施設利用者が増えるような相乗効果のあるイベントの開催や犬と楽しむウォーキングマップ作成などの取組を検討していく。

(2) 公園利用の促進

SNS やマスコミへの資料提供により、東郷湖羽合臨海公園のそれぞれのエリアの特色を生かした取組を広く発信し、公園の利用促進につなげる。



令和4年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

令和4年2月24日
くらしの安心推進課

食品衛生法に基づき、毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」について、令和4年度の計画（案）を策定し、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを行っているので、概要を報告する。

[鳥取県食品衛生監視指導計画]

県内に流通する食品等について、食品取扱事業者に対する監視指導、及び消費者に対する食品衛生の啓発内容や周知方法等を定め、実践することにより食品の安全性確保を図るもので、食品衛生法の規定に基づき、毎年度策定することとされている。（東部圏域の食品衛生監視指導計画は、鳥取市が作成）

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 令和4年2月10日（木）から3月3日（木）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民協働参画課、総合事務所意見箱等

2 計画（案）の概要

- (1) 位置付け 食品衛生法第24条に基づく監視指導に関する計画
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）
- (3) 内容

項目	主な取組
監視指導の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉及び米子保健所に食品衛生監視員等を配置し、営業施設に対する衛生監視指導、食中毒に関する調査、違反食品等に関する調査指導等を実施 ・衛生環境研究所及び食肉衛生検査所は食中毒・食品検査、と畜検査等を実施 ・複数の都道府県が関係する広域的な食中毒が発生した場合は、適切な原因調査及び情報共有を図るよう国や関係自治体と連携 等
監視指導の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・改正食品衛生法^(注1)による食品営業許可及び届出の手続き、新たな施設基準への対応等について、事業者に応じた指導、助言を実施 ・食品取扱施設の計画的な監視指導を実施するとともに、過去2年間に食中毒が発生した施設や大量調理施設等に対して重点監視を実施 ・[新規] 遺伝子組換え食品の任意表示に係る経過措置期間(令和5年3月31日)終了に向け、適正表示の情報提供を実施 ・全国及び本県の食中毒発生状況を考慮して、アニサキス等の食中毒予防対策の啓発及び指導を実施 ・本県の食品の流通状況等を考慮した取去検査（食品抜き取り検査）を実施 等
食品等事業者が取り組む衛生管理等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・[強化] 新たに許可を取得する事業者向け HACCP^(注2) 導入研修会の開催や食品衛生監視員及び外部委託団体により HACCP に取り組む事業者の支援を強化 ・食品衛生管理担当者の養成及び資質向上を図るため、食品衛生責任者講習会や認定生食用食肉取扱者講習会等を開催 ・改正食品衛生法に基づく営業許可及び営業届出手続きにおいて、新規対象事業者等への指導及び普及啓発を強化 ・食品衛生法に基づく監視指導に併せて、食品取扱施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底も指導 等
消費者への情報提供、意見交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全推進会議の開催等により、食品に関わる様々な立場の県民とリスクコミュニケーション^(注3)を実施 ・パンフレットや SNS 等を活用し、県民に対する食中毒予防情報を発信・提供 等
人材育成及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国が開催する研修会等への参加による食品衛生監視員の資質向上 ・食品衛生模範施設や食品衛生功労者へ県知事表彰を授与 等

(注1) 改正食品衛生法：HACCP（ハサップ）義務化、営業許可制度の見直し、営業届出制度の新設等

(注2) HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）

製造工程で微生物汚染などの危害を予め分析し、その結果に基づいて管理方法を定め、連続的に監視・記録することにより製品の安全を確保する国際的に推奨されている衛生管理手法

(注3) リスクコミュニケーション：食の安全・安心についての情報交換・情報提供

3 今後の予定

- 令和4年2月10日～3月3日 パブリックコメント実施
- 3月中旬 鳥取県食の安全推進会議での審議
 - 3月下旬 常任委員会報告（パブリックコメント結果の報告）
計画策定及び公表

個人情報に記載した宅地建物取引士証の紛失について

令和4年2月24日
住まいまちづくり課

宅地建物取引業法の規定に基づく講習（以下「法定講習」という。）等の実施を委託している公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部において、受講者に交付する宅地建物取引士証（以下「宅建士証」という。）1名分を紛失する事案が発生したので報告する。

今後は、このようなことが生じないよう県及び同本部で再発防止策を講じ、個人情報の適切な管理を徹底する。

1 経緯

- (1) 令和4年1月20日（木）に法定講習をリモートで開催し、翌日21日（金）から、法定講習受講確認テストの回答等を提出した受講者に対して、順次新しい宅建士証を送付しており、26日（水）には、必要な宅建士証があることを確認していた。
- (2) 令和4年1月31日（月）の15時頃、同本部職員が、受講者A氏に宅建士証を郵送しようとしたところ、同氏に交付する宅建士証を紛失したことが判明した。

<法定講習>

宅地建物取引士として登録された者が、宅建士証（有効期間5年）を更新する際に受講が義務付けられている講習で、これまでは集合形式で講習会を開催し、講習会終了直後に受講者に宅建士証を直接交付していたが、新型コロナウイルス感染症に係る対応として講習会をリモート形式とし、受講確認後に宅建士証を郵送するようにしている。

2 紛失した個人情報

宅建士証1名の個人情報（氏名、生年月日、住所、宅建士登録番号）

3 対応状況

- (1) 同本部は、1月31日（月）から2月3日（木）にかけて複数回、県職員も立ち会って事務所内の検索をしたが発見されなかった。また、2月4日（金）までに他の受講者に連絡し、誤送付がないことを確認した。
- (2) 2月4日（金）に、同本部の本部長がA氏に面会して謝罪するとともに、新たに作成した宅建士証を手渡した上で、引き続き検索し、見つかり次第A氏に報告することを約束し、理解をいただいた。
- (3) 県は、同本部に対し、個人情報の適切な取扱いが行われるよう指導を行い、本事案の発生原因と再発防止に向けた改善策の報告を求めた。

4 紛失の原因

- ・ 同本部は、県から送付された宅建士証の台紙に写真を貼り付け、ラミネート加工した後、法定講習申込票等の関係書類と合わせてクリアファイルで保管していた。（クリアファイルは2辺綴じのもので、宅建士証が落ちやすい状況にあった。）
- ・ 通常2名で行う宅建士証の発送作業（封入時の宛名と中身の再確認）を、1名が病気のため1名で行っていた。
- ・ 全宅建士証の郵送が完了するまで、宅建士証の数の確認を毎日行っていなかった。

5 再発防止策

- (1) 県は、同本部に対し、改めて個人情報の取扱いについて厳重に注意し、県の個人情報流出防止の手引きを配布した上で、個人情報の適正な管理の徹底及び以下の再発防止策を徹底するよう指導し、実施状況の確認を行う。
 - ・ 宅建士証をファスナー付き名刺フォルダで管理するとともに、その他の個人情報に係る書類も含め、鍵付きの引き出しに入れて管理する。
 - ・ 宅建士証の作成及び発送作業は必ず2名以上で行い、封入時の宛名と中身の再確認、発送前と発送後に数の確認及び全ての宅建士証の郵送が完了するまで毎日数の確認を行う。
- (2) 同本部は、改めて個人情報の取扱いについて厳重に注意を払い、県が指導した上記の再発防止策を徹底する。

上・下水道の広域化に係る令和3年度第4回検討会を県内3流域別に開催したので、概要を報告する。

- 1 開催日 水道：令和4年1月24日（東部）、25日（中部、西部） WEB方式
下水道：令和3年12月23日（東部）、24日（中部、西部） 対面方式
- 2 参加者 市町村：上・下水道担当課長ほか
受託者：EY新日本有限責任監査法人（水道）、日水コン・トーマツ共同企業体（下水道）

3 概要

(1) 水道

「現状把握・課題分析」「自然体将来推計」「広域化メニューの設定」「広域化効果の試算」といったテーマごとにこれまで検討してきた結果を集約し、広域化計画の全体像（計画案）を市町に提示して意見交換を行うとともに、令和4年度以降の進め方を確認した。

水道広域化推進プラン（案）の概要＜抜粋＞

①現状と課題

給水人口、施設利用率、管路の耐震化率などの複数の指標で現状把握と課題分析を実施した。
・施設利用率が約55%と低いため、施設統廃合やダウンサイジングの検討が必要である。

②自然体将来推計

現状のまま事業を継続した場合、水需要や供給単価などが将来的にどのように変化するのか、一定の条件設定下での推計を実施した。
・上水道の供給単価が、令和50年度時点で約124.2%上昇する可能性がある。

③広域化メニューと広域化効果の簡易試算結果

広域化メニュー（施設統廃合、経営統合、第三者組織による業務補助、システムの共同化等）と、それらに対する一定条件設定下での効果（令和50年度までの費用削減額の累計）を簡易的に試算した。

＜水道施設の統廃合案＞

県内で設定した6地区で統廃合を実施した場合、約43.9億円程度の費用削減効果が見込まれる。

＜水道事業の経営統合案＞

東中西の各ブロックごとに経営主体を一つに統合した場合、他県の事例などから全体で約10%程度の人件費削減効果が見込まれると推測される。（効果額算出方法は調整中）

(2) 下水道

「現状把握・課題分析」「広域化メニューの設定」「広域化効果の試算」「今後の検討のロードマップの作成」といったテーマごとにこれまで検討してきた結果を集約し、広域化計画の全体像（計画案）を市町村に提示して意見交換を行うとともに、令和4年度以降の進め方を確認した。

汚水処理広域化・共同化計画（案）の概要＜抜粋＞

①現状と課題

使用料単価、汚水処理原価、経費回収率などの複数の指標で現状把握と課題分析を実施した。
・18市町村で経費回収率が100%未満であり、適正な使用料収入の確保と経費削減が必要である。

②広域化メニューと広域化効果の簡易試算結果

広域化メニュー（汚水処理の施設統廃合、し尿処理との施設統廃合、維持管理業務の共同発注等）と、それらに対する一定条件設定下での効果（令和30年度までの費用削減額の累計）を簡易的に試算し、検討のロードマップ（短期5年、中期10年、長期30年の大まかな検討スケジュール）を作成した。

＜汚水処理施設の統廃合案＞

県内で設定した35地区で統廃合を実施した場合、約41.9億円程度の費用削減効果が見込まれる。

＜汚水処理施設とし尿処理施設との統廃合案＞

県内で設定した2地区で統廃合を実施した場合、約53.0億円程度の費用削減効果が見込まれる。

③広域化による経営指標への影響

広域化メニューを実施した場合に実施しない場合に比べ経営指標がどう変化するのか比較した。

- ・経費回収率が106.6%から108.8%と2.2pt改善した。
 - ・汚水処理原価が160.5円/㎥から157.4円/㎥と3.1円/㎥改善した。
- 〔経費回収率・・・使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標
汚水処理原価・・・有収水量1㎥あたりの汚水処理に要する費用〕

(3) 令和4年度以降の検討の進め方

- ・令和4年度は令和3年度にとりまとめる計画案をもとに、引き続き県が設置した検討体制で検討する。
- ・令和5年度以降は、県が調整役を担いながら該当市町村等で設置した検討体制において概略計画、詳細効果試算等の検討を進め、市町村等が広域化・共同化の実施判断を行う。

4 今後の予定

令和3年度：広域化計画案の市町村等への報告

4年度：シミュレーション調整、パブリックコメント、広域化計画の策定、詳細検討体制の構築

5年度以降：広域化メニュー毎の当事者団体同士による詳細検討の実施、県による調整等の支援

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和4年2月24日
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
くらしの安心局 住まいまづくり課 (営繕課)	県営住宅上福原第一団地第一期 エコ改善工事(60-2棟)(建築)	米子市 上福原	株式会社 ファイデア 代表取締役 福井 龍介	(当初契約額) 99,110,000円	令和3年6月9日 ～令和4年2月15日	(当初契約年月日) 令和3年6月8日	・弱地調査結果に基づき外 壁補修等を追加したことによる 工事費の増
				(第1回変更契約額) 104,245,900円 〔(変更額) 5,135,900円〕	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和4年2月1日	
くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠更生 工事(その14)	東伯郡 湯梨浜町 田後	株式会社 井木組 代表取締役 井木 敏晴	(当初契約額) 108,680,000円	令和3年8月2日 ～令和4年3月15日	(当初契約年月日) 令和3年8月2日	・週休2日モデル工事の実 施により経費補正を行った ことによる工事費の増
				(第1回変更後契約額) 111,651,100円 〔(変更額) 2,971,100円〕	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和4年1月6日	